

## 奄美群島 e しまギフト 使用者規約

※本事業に参加するユーザーのアカウント登録およびアカウント情報の管理等については、株式会社ギフトィが提供する「旅先納税 ID」を活用するものとし、これに関係する規律について、別に規定する「旅先納税 ID サービス利用規約」の内容を理解の上これに従うものとします。

### (総則)

第 1 条 本規約は、旅先納税事務局 株式会社ジャルパック（以下、「旅先納税事務局」という）が発行する「奄美群島 e しまギフト」について規定するもので、使用者（以下に定義します。）が奄美群島 e しまギフトを使用する場合には、本規約が適用されます。

### (定義)

第 2 条 本規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。

(1) 「奄美群島 e しまギフト」とは、対象地域の加盟店にて、取得日から 180 日間に限って奄美群島 e しまギフト取引が出来る旅先納税事務局発行の電子商品券をいいます。

(2) 「使用者」とは、旅先納税事務局が規定した本規約を承諾のうえ、奄美群島 e しまギフトを加盟店で使用する者をいいます。

(3) 「加盟店」とは、「奄美群島 e しまギフト加盟店規約」を承諾のうえ所定の申込書にて旅先納税事務局に申し込み、旅先納税事務局が承認した個人、法人および団体をいいます。

(4) 「奄美群島 e しまギフト取引」とは、使用者が加盟店より商品提供等を受けた場合に、その売上相当額の全ておよび一部を奄美群島 e しまギフトで取引することをいいます。

(5) 「電子スタンプ」とは、使用者が奄美群島 e しまギフトを使用した際に、加盟店が奄美群島 e しまギフトの消し込み等を行うために使用するスタンプ形状の電子機器をいいます。

(6) 「消し込み」とは、使用者が奄美群島 e しまギフトを加盟店で使用した際に、電子スタンプを使ってスマートフォンへ押印すること等により、奄美群島 e しまギフトを使用済み登録又は金額減算することをいいます。

### (使用者の負担)

第 3 条 奄美群島 e しまギフトの使用に関わる、使用者の携帯電話（スマートフォン等）の通信料・接続料等は、使用者が負担するものとします。

### (奄美群島 e しまギフトの管理等)

第 4 条 使用者は奄美群島 e しまギフトを善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。

2 使用者は奄美群島 e しまギフトを紛失、盗難、第三者に使用されるなどして失った場合、旅先納税事務局は一切の責任を負いません。

(使用者の順守事項)

第5条 使用者は奄美群島eしまギフトを第三者に譲渡(交換・転売を含む)もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また質入れ等の担保に供することはできません。

2 使用者は、違法、不正使用または公序良俗に反する目的で奄美群島eしまギフト取引はしないものとします。

(奄美群島eしまギフト取引)

第6条 使用者は、加盟店にて、奄美群島eしまギフトを使用して商品購入等を行なうことができます。ただし、別表第1に該当するものは対象外とします。

2 使用者は、自己の保有する奄美群島eしまギフトの金額から任意の決済金額を入力して、奄美群島eしまギフト取引を行うものとします。

3 使用者は、奄美群島eしまギフト取引時に、奄美群島eしまギフト使用金額を必ず確認するものとします。

4 奄美群島eしまギフト取引において、いかなる場合であっても、釣り銭は支払われません。

5 奄美群島eしまギフト取引後の返金対応はできません。

(加盟店との紛争)

第7条 使用者は、加盟店から購入した商品もしくは権利、または提供を受けた役務の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないといった使用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、使用者は加盟店との間で解決するものとし、旅先納税事務局はその責任を負いません。

(奄美群島eしまギフトの有効期限・使用可能期間)

第8条 奄美群島eしまギフトの有効期限は、奄美群島eしまギフトを取得した日から起算して180日間です。

2 有効期限は、スマートフォンで確認することができます。

3 有効期限を経過した場合、奄美群島eしまギフトの使用は一切できなくなります。

4 有効期限内であっても、取得した奄美群島eしまギフトの払い戻しは出来ません。

(個人情報等の収集および利用)

第9条 旅先納税事務局は、奄美群島eしまギフトで収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、次のとおり適切に取り扱うものとします。

(1)個人情報とは、奄美群島eしまギフト登録において提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別できる情報をいいます。

(2) 個人情報の利用及び共同利用

① 利用及び共同利用することのある項目

(ア) 氏名・電話番号・Eメールアドレス・郵便番号・性別・利用日・奄美群島eしまギフトの利用場所、利用日、利用金額・住所・ご要望等、特定の個人を識別できる事項

(イ) お問い合わせに関する事項

(ウ) サービス提供に関する事項

② 利用及び共同利用の目的

(ア) 奄美群島 e しまギフトの運営及びサービス提供

(イ) サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析

(ウ) 電子メール等の通知手段による情報発信

(エ) 利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応

(オ) その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

(カ) 上記、目的をサポートするための業務委託会社による利用

③ 共同利用する者の範囲

(ア) 寄附をした自治体及び奄美群島 e しまギフトを活用した事業の実施主体

(イ) 上記の他、奄美群島 e しまギフトの運営管理業務の一部を委託する事業者

(3) 個人情報の利用制限

個人情報の収集目的を越えた当該実施機関内における利用及び当該実施機関以外の者への提供は、条例で定める場合を除き、一切いたしません。

ただし、統計的に処理された利用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、公表することがあるものとします。

(4) 個人情報の管理

収集した個人情報については、旅先納税事務局が厳重に管理し、漏洩、不正流用改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとします。

(5) 個人情報の開示者から、個人情報の削除の請求があった場合、旅先納税事務局は、関連法令に反しない限り、自らの管理下にある開示者から提供を受けたデータを削除します。

(業務委託)

第 10 条 旅先納税事務局は、奄美群島 e しまギフトの運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

(使用停止または中止)

第 11 条 旅先納税事務局または加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、使用者に通知することなく、奄美群島 e しまギフトの全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、使用者は、奄美群島 e しまギフトの全部または一部を使用することができません。

(1) 天災地変、停電、システム障害、通信の障害、電子スタンプの故障その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合

(2) システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合

(3) 本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合

(4) その他やむを得ない事由が生じた場合

2 前項に基づき奄美群島 e しまギフトの全部または一部が停止または中止されたことにより生じた使用者の損害等について、旅先納税事務局は一切の責任を負いません。

(使用の一時停止および中止)

第 12 条 旅先納税事務局または加盟店は、使用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該使用者の使用を一時停止または中止することがあります。その場合、使用者の奄美群島 e しまギフト取引は出来ず、保有する奄美群島 e しまギフト残高は失効し、払い戻しはいたしません。

- (1) 本規約に違反し、または違反したおそれがある場合
- (2) 奄美群島 e しまギフトを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合
- (3) 奄美群島 e しまギフトの利用状況に照らし、使用者として不適格である場合
- (4) 奄美群島 e しまギフト取得申込に虚偽が発覚した場合

(反社会的勢力の排除)

第 13 条 使用者は、自らが現在暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が自己の経営に実質的関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己もしくは第三者の不正利益を図る目的または損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金を提供、または便宜供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 使用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 旅先納税事務局は、使用者が前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、使用者の保有する奄美群島 e しまギフト残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、旅先納税事務局は、かかる疑いの内容および根拠に関して説明する義務を負わず、また、使用資格の取り消しに起因して使用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

4 前項の場合、当該使用者の保有する奄美群島 e しまギフト残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

(奄美群島 e しまギフトの終了)

第 14 条 旅先納税事務局は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、奄美群島 e しまギフトを全面的に終了することがあります。この場合、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により使用者に周知する措置を講じます。

(規約の変更)

第 15 条 本規約を変更する場合、旅先納税事務局は、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の規約を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の規約が適用されるものとします。

(合意管轄裁判所)

第 16 条 使用者は、奄美群島 e しまギフトに関して旅先納税事務局との間に紛争が生じた場合、被告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

(準拠法)

第 17 条 本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

(お問い合わせ窓口)

第 18 条 奄美群島 e しまギフトに関するお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

旅先納税事務局 株式会社ジャルパック

(株式会社ジャルパック 新事業企画部 新事業企画推進グループ内)

〒 140 8658 東京都品川区東品川 2-4-11

メール： [tabisaki.amami@jal.com](mailto:tabisaki.amami@jal.com)

電話 070 (7536) 3248 ( 平日 月～金 10:00～16:00 土・日・祝休み)

上記以外の時間帯については、[tabisaki.amami@jal.com](mailto:tabisaki.amami@jal.com) にメールをいただければ受付時間に折り返し連絡させていただきます。

本規約は、令和 6 年 3 月 25 日から適用します。

別表第 1

区分	事例
換金性・投機性の高いもの	商品券・ビール券・図書カード・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの及び同条第 1 項 5 号に規定する射幸心をそそるおそれのある遊戯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗型性風俗特殊営業</li> <li>・ 店舗型電話異性紹介営業</li> <li>・ 無店舗型性風俗特殊営業</li> <li>・ 無店舗型電話異性紹介営業</li> <li>・ 映像送信型性風俗特殊営業</li> <li>・ パチンコ、マージャン等</li> </ul>
出資や債務の支払い、事業所間の支払い	出資、仕入れ等の事業資金
国や地方公共団体等への支払い	税、公共料金、宝くじ等
その他（消費拡大につながらないもの）	振り込み代金・手数料、電気・ガス料金、土地・家屋の購入・賃貸、診療費・治療費等
旅先納税事務局が不適切と判断する取引	総務省がまとめたふるさと納税返礼品の地場産品基準を満たしていない商品の販売等